

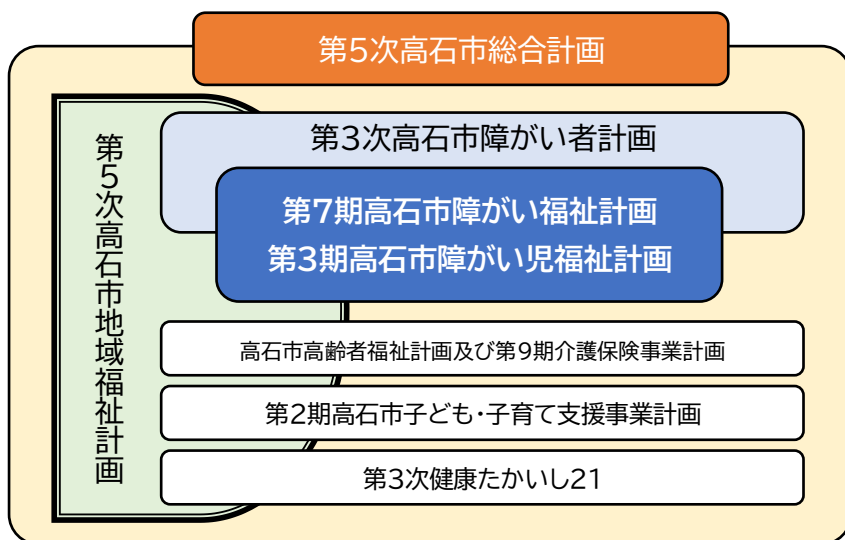
第7期高石市障がい福祉計画 第3期高石市障がい児福祉計画 (概要版)

■計画策定の趣旨

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間の総合的な福祉計画である「第3次高石市障がい者計画」及び「第5次高石市総合計画」との整合性を図りながら、令和8年度末における障がい福祉サービスや障がい児福祉サービス、地域生活支援事業などの目標とする各事業量を適切に設定し、サービスの基盤整備を着実に推進するために策定するものです。

■計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、本市の障がい者施策の指針となる「第3次高石市障がい者計画」を上位計画とし、「ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち」を実現するための具体的な実施計画として、計画期間中の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。



■計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年です。なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第2次計画		第3次高石市障がい者計画 <令和2~11年度>									
第5期計画 第1期計画		第6期計画 第2期計画			第7期高石市障がい福祉計画 第3期高石市障がい児福祉計画			第8期計画 第4期計画			

■基本理念

ともに支えよう 一人ひとりの自立 ともにつくろう やさしいまち

- すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として基本的人権を有し、かけがえのない個人として尊重される共生社会の実現
- 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、自立と社会参加の実現をめざしたやさしいまちづくりの推進

■基本的な視点

一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、それぞれが役割を持ち、支え合うことで自分らしく活躍する社会をめざし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が自己の決定を尊重され社会参加と自己実現を図りながら住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう国の基本指針や大阪府の基本理念等に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定を支援します。
- ② 発達障がい者や高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知し、難病患者等の障がい福祉サービスの活用を促進するなど、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを提供します。
- ③ 入所等から地域生活への移行を促進し、地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備します。また、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援を行います。
- ④ 地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りながら、以下の支援を検討します。
 - ✓ 多機関協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - ✓ 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
 - ✓ コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援
- ⑤ 障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知、障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減・業務の効率化に取り組んでいきます。
- ⑦ 障がい者の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会をめざすことが重要です。また、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備や、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

■第7期障がい福祉計画の目標

令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行	
① 施設入所者の地域生活移行者数	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数(38人)の6%にあたる3人が地域生活へ移行することを目標として設定します。
② 施設入所者数の削減	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の1.7%にあたる1人を削減することを目標として設定します。
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
① 精神病床における1年以上長期入院患者数	大阪府の目標値を令和4年度時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める高石市の割合で按分し、182人を目標として設定とします。
(3)地域生活支援の充実	
① 地域生活支援拠点等の機能の充実	地域生活支援拠点の運用状況、機能充実のための体制構築に係る検証及び検討を自立支援協議会において、年1回以上実施します。
② 強度行動障がい有者に対する支援体制の充実	国及び大阪府の方針に基づき、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを目標とします。
(4)福祉施設から一般就労への移行等	
① 福祉施設から一般就労への移行	令和8年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍、併せて、事業ごとの移行者数の令和3年度実績に対する目標値を就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍として目標を設定します。 就労移行支援事業等(合計) 13人 ● 就労移行支援 6人 ● 就労継続支援A型 3人 ● 就労継続支援B型 4人 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 6割以上
② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率	就労定着支援事業の利用者数(人/月) 6人/月 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合 2割5分以上
③ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	令和5年度までの工賃の平均額の実績の変動状況を踏まえ、18,473円を目標として設定します。
(5)相談支援体制の充実・強化等	
基幹相談支援センターが、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。	
① 基幹相談支援センターの地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターは設置済みであり、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。
② 地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制の確保	自立支援協議会相談支援部会の活動状況を踏まえ、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行い、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払システム等での過誤項目、内容等について集団指導等の場で注意喚起を行い、情報共有する体制を構築することを基本とします。	
① 請求事務における過誤調整項目や内容について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する	不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等について、関係機関と連携し、効果的な方法で取り組む。

■第3期障がい児福祉計画の目標

令和8年度を目標年度として、障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を設定します。

(1)重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	
① 児童発達支援センターの設置	1 箇所
② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めます。
(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
① 児童発達支援事業所	4 箇所
② 放課後等デイサービス事業所	4 箇所
(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	
① 医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係 3人 医療関係 3人

■自立支援サービスを実施するために必要な事項

- ① 高齢者・児童の虐待防止の関連機関とも連携しながら、障がい者等に対する虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。
- ② 障がい者が自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるように、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援します。
- ③ 障がい者の芸術文化活動による社会参加が促進されるよう相談支援、支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、文化芸術活動に参加する機会の確保、情報収集・発信などの支援方策を検討します。
- ④ 障がい特性(聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等)に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等について検討します。
- ⑤ 障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動などを実施し、障がいの特性や障がいのある人への理解と差別の解消を推進します。
- ⑥ 障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、職員への研修を充実し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備することなどを事業所に働きかけていきます。
- ⑦ ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会をめざします。

第7期高石市障がい福祉計画・第3期高石市障がい児福祉計画

(概要版)

令和6年3月

発行:高石市 保健福祉部 高齢・障がい福祉課
〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号
TEL:072-275-6294
FAX: 072-265-3100